

平成30年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	福祉保健部健康課								
予 算 科 目	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称				
	04	01	03	009	歯科保健普及啓発事業				
	中事業	中事業名称			節	細節	細々節	細々節名称	
	01	歯科保健普及啓発事業			19	03	01	歯科保健普及啓発事業助成	
補助金等の名称	歯科保健普及啓発事業助成金								
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他		交付開始年度	—	年度
補助金等の形態	個人補助		事業補助	○	団体運営補助		その他		
支出先名称	一般社団法人東京都東久留米市歯科医師会								
会 計 年 度	(予算・決算) 額	財源内訳							
		特定財源			一般財源				
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源			
30年度	500								500
29年度	500								500
根拠法令等 (名称及び条文の抜粋)									
法 令 等									
市条例・要綱等	東久留米市歯科保健普及啓発事業助成金交付要綱								
目的及び効果	一般社団法人東京都東久留米市歯科医師会が実施する歯科衛生又は口腔衛生に関する事業費の一部を助成することにより、地域歯科保健の向上を図る。								

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している (注)	はい	○	いいえ	
類似の事業が民間等で行われている	はい		いいえ	○
交付の期間が継続して3年以上である (注)	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いにしている。

3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解
市民の健康への意識啓発や健康教育、情報提供等を行い、市民の健康づくりを支援していくことは将来的に健康人口を増やすためにも重要なことと考える。本補助事業は東久留米市歯科医師会の協力により実施する歯科保健に関する普及啓発、情報提供、技術提供活動を対象とするものであり、地域歯科保健のさらなる向上の観点からは、本補助事業は継続する必要がある。
31年度以降の方向性
歯科保健に関する知識の普及により地域全体の歯科保健が向上するものであり、今後も継続して補助を行う。